

## 実態調査に携わって——名張市同和地区生活実態調査から

内田 龍史

### はじめに

部落問題を解決するために、何が問題であるかを丁寧に把握する作業が求められることは言うまでもない。そうした作業の一翼を担うのが社会調査である。調査は、部落問題の解決に向けての課題を明確にすると同時に、その課題を社会問題化させる機能をも有する。

本稿で検討する、「同和地区生活実態調査」で主に扱うこととなる格差・不平等という問題は、近年の社会変動に伴って最近でこそクローズアップされるようになったものの、能力主義を前提とした自己責任・自業自得という強烈なイデオロギーのなかではいまだ見えにくい、もしくは見たくはない問題であるように思われる。社会的不平等という見えにくい問題を顕在化させるために、調査という仕掛けは有効である。

筆者は、行政主体の同和問題・人権問題に関する市民意識調査に何度か参加した経験があり、現在もいくつかの意識調査に関わり続けている。だが、実態調査に参加することは、本稿でとりあげる「名張市同和地区生活実態調査」が初めてだった。本調査は、名張市から部落解放・人権研究所に委託されたものであり、調査を行うために中村清二（部落解放・人権研究所）・妻木進吾（大阪市立大学大学院）および筆者の三名でプロジェクトチームを立ち上げ、調査・分析を行った（敬称略）。本調査に携わる機会に恵まれたことで、調査枠組み・調査項目の検討を行うなかで、これまでの実態調査の問題点がいくつか浮き彫りとなっていた。本稿では、そこから見えてきた実態調査の課題と、今後の方向性について簡単にまとめておくことにしたい。

なお、本稿は、調査結果を紹介するのではなく、調査枠組みや実態調査のありかたについて考察することを目

的としている。調査結果そのものについては『名張市同和地区生活実態調査報告書』（名張市、二〇〇四）を参照されたい。

## 一 同和地区生活実態調査とは何か？

### ― 差別・格差・不平等

#### 1 実態調査とは何か

あらためて同和地区生活実態調査とは何かを考えた場合、それは、「実態的差別」を把握するための調査であると言えよう。部落問題の問題性の一つとしての「実態的差別」は、一九六五年の内閣同和对策審議会答申によって、以下のように定義された。

実態的差別とは、同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。たとえば、就職・教育の機会均等が実質的に保障されず、政治に参加する権利が選挙などの機会に阻害され、一般行政諸施策がその対象から疎外されるなどの差別であり、このような劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだつて低い教育文化水準など同和地区の特徴として指摘される諸現象は、すべて差別の具現化で

あるとする見方である。

要約すれば、同和地区住民に対する〈機会の平等〉が差別により保障されていないことよつて、同和地区は劣悪な生活環境に置かれている。そうした差別を撤廃することが国の責務であることが明記されたのである。

では、いったい何と比較して同和地区が劣悪な環境に置かれていたと言えるのか。もちろんそれは、同和地区外との比較である。よつて実態的差別は、同和地区と地区外との格差を把握することよつて検証可能となる。一般的に、職業達成や教育水準に見られる格差は、〈結果の不平等〉と称される。同和对策審議会は、同和地区と地区外との〈機会の不平等〉のみならず、〈結果の不平等〉としての格差をも差別と読みかえた。

以降、一九六九年に同和对策事業特別措置法が制定され、法律に基づいて同和地区の環境改善をはじめとする様々な施策が行われてきた。そうした施策を行う上で求められたのが同和地区の生活実態調査である。

生活実態調査の当初の目的は、同和对策審議会答申時に劣悪であると把握されていた同和地区の生活実態を詳細に把握することであった。行政がなんらかの施策を行うために、まずは同和地区の現状が把握されねばならなかったのである。同和对策事業が進展した後、同和对策

事業によってどの程度生活環境が改善されてきたのかを  
確認する効果測定の役割を果たすために、数年ごとに調  
査が実施され、時系列比較が行われた。

ただし、同和地区の変化のみを検証する時系列比較だ  
けでは意味がない。なぜなら、そもそも同和地区と地区  
外との格差こそが差別だと読みかえられてきたのであ  
り、差別が解消されつつあるかどうか判断するためには、  
格差がどの程度解消しているかを把握せねばならないか  
らである。そこで、当該地区を含む地方自治体などの比  
較可能な調査結果を収集し、同和地区との格差を検証さ  
れてきた。

## 2 実態調査で把握されるもの

同和地区生活実態調査によって把握されてきたのは、  
最も基本的なデータとしての人口統計学的な属性、すな  
わち、地区人口・地区世帯数・性別・年齢・所得・職  
業・学歴・家族構成などである。

特に、所得・職業・学歴は、地区外との社会経済的な  
格差を測定するための重要な指標である。これらの他、  
ハード面での生活環境整備に伴う住環境の状況や、健康  
状況・福祉の状況なども把握されている。加えて、農業  
や事業経営の状況なども把握される。こうした項目も、

地区外との比較によってその格差を確認するための項目  
である。

また、生活実態にみられる格差の他、差別の状況を把  
握するために、同和地区出身者と地区外住民との結婚の  
状況や、被差別体験が把握されていることも同和地区生  
活実態調査の特徴である。

名張市同和地区生活実態調査も例外ではなく、これら  
の項目を把握し、過去の調査結果と地区外との格差や、  
結婚・被差別体験の状況を確認することが目的であつ  
た。

## 二 同和地区生活実態調査の問題点

今回、名張市で調査を行うにあたり、前回調査（一九  
九五年）、前々回調査（一九九〇年）や、近年各地方自治  
体で行われている調査のレビューを行い、これまでの実  
態調査の問題点を確認する作業を行った。

そうした作業から浮かび上がった同和地区実態調査の  
特徴は、面接調査で、世帯主もしくはそれに代わる人を  
対象とし、世帯や世帯員の状況を尋ねるという方法で行  
われてきたということである。

面接調査で行われる理由として、郵送法や留置法より

も調査対象に占める有効票が多くなることがあげられるが、その他にも識字の問題がある。同和地区では、高齢者を中心に学校に通うことができなかったなどの理由から、非識字率が著しく高い傾向があり、面接法でなければ実態を把握することができない可能性がある。

また、世帯を調査単位とする理由はいくつかある。例えば、世帯と居住家屋は多くの場合、同一であると考えられるから、住環境は世帯単位によって把握することができる。また、収入は世帯内で共有されていることが想定されるし、健康・福祉に対応する社会保障制度の基本単位は個人ではなく、世帯単位で構成されている現実がある。そのため、これらの項目については世帯主に世帯の状況を問えば、その実情は十分に把握できると考えられる。

ただし、こうした調査手法では捉えることのできないものや、正確に把握できないものもある。例えば、被差別体験に関する項目がその代表例である。被差別体験を問う項目は、調査対象世帯に居住する個人全員に問うのではなく、世帯主自身の経験のみを問う形式や、世帯主に家族が経験した差別を問うことが多い。世帯主は一般的に男性の中高年齢が多いことが予測されるため、同和地区住民の被差別体験を代表するものではない。また、

世帯主が家族それぞれの被差別体験をすべて把握しているわけでもないだろう。被差別体験は、部落差別を把握する上で最も重要な項目であるのだが、これまでの実態調査の枠組みでは、そうした基本的な項目が個々人に対して問われなままになっていることが多い。

さらに、世帯員の就労に関する項目では、不就業の理由や、完全失業率を把握するために就業希望を問うたり、仕事の継続意図を問うことが多い。他にも、世帯員の健康状態に関する項目や、健康・福祉サービスに関する認知状況を問う項目も、世帯主にのみ問う方法であれば、世帯主の主観に基づく回答にならざるを得ない。これら意識や認知状況に関する項目は、本来、調査対象世帯の世帯主に問うのではなく、世帯員それぞれに対して問われねばならない項目であろう。

加えて本調査は、特措法期限後の同和行政のあり方を検討する基礎資料とするために、できるだけ同和地区住民のニーズを把握したいという行政の意図があった。それらを把握するためには、実態調査とは別に同和地区住民意識調査を行うことが求められる。例えば、大阪府では二〇〇〇年に生活実態調査の他に同和地区住民を対象とした意識調査を実施している。

だが、大阪で行われたような同和地区住民を母集団と

したサンプリング調査は、小規模部落では不可能であり、実際には全世帯を対象とした調査とならざるを得ない。生活実態調査を行うだけでもかなりの資金と労力がかかることを考えれば、意識調査と生活実態調査を個別に行うよりも、同時並行で行う方がリーズナブルであるように思われた。

### 三 名張市同和地区生活実態調査の特徴

以上のような問題関心から、本調査は、その方法においていくつか工夫を行うこととなった。

「人口と世帯」「住環境」「暮らしの状況」「農業」といった世帯主もしくはそれに代わる者に面接で尋ねることによって把握できる項目については、従来どおり調査員による面接法で行った。

加えて、同和地区住民一人ひとりの状況やニーズを把握するために、「就業の状況」「健康と福祉」「事業経営」といった、本来、世帯員個人々に聞いた方が正確なデータを得られると考えられる項目や、「被差別体験・部落問題認識」などの意識、「隣保館・教育集会所」に対するニーズを含む項目については、世帯員それぞれに問うべきであると判断した。そこで、調査対象世帯に調査票

を配布し、一定期間に調査対象世帯に所属する一五歳以上の各個人に調査票に書き込んでもらい、最終的に調査員が回収するという留置法を採用したのである。その他、結婚経験者を対象とした「通婚」、中学生までの子どもを持つ親を対象とした「子育て」項目についても、同様の方法を採用した。

質問紙は、調査票の回収やその後の集計が煩雑になることを避けるために、世帯票・個人票・結婚経験者・子どもを持つ親への質問項目をまとめて一票の調査票とした。また、非識字者が含まれることを想定し、調査票のすべての漢字にふりがなを打っていった。

このような調査方法上の工夫によって、一五歳以上の調査対象者全員に対して、被差別体験の状況や、部落問題に関する認識、「隣保館・教育集会所」などに対する行政へのニーズを問うことができたのである。生活実態調査という枠組みの中で、調査対象世帯の個人々の意識やニーズをそれぞれ把握することができたことは、本調査の大きな成果である。

ただし、こうした方法に問題がないわけではない。というのも、個人を対象とした項目で無回答が多い傾向がみられるからである。このような傾向は、個人を対象とした調査であれば回収率の低さとして把握されるもの

が、本調査では無回答としてあらわれていると考えられる。とはいえ、面接法よりも留置法の方が無回答が多くなることは否めない。

また、世帯対象項目と個人対象項目をまとめて一つの調査票にすることによって、世帯単位で意識を含めた、より正確なデータを把握することが可能となるが、世帯内部のプライバシーに配慮した調査票とはなりえなかったことは反省すべき点である。多少煩雑となるが、今後は世帯票と個人票をわけ、個別の調査票を用いるといった工夫も必要であろう。

### おわりに——今後の生活実態調査に向けて

紙幅の都合上、調査結果の詳細について詳しく紹介することはできないが、少なくとも調査によって確認することができたのは、同和地区では地区外と比較して学歴が低く、不安定な就労状態にあり、低い収入状況にある、ということであった。つまり、その格差は解消してはいなかったのである。同様の結果は、他の同和地区における生活実態調査によっても確認することができる。

仮に平等な社会であれば、同和地区と地区外との間に、これらの項目における格差、不平等はみられないはずで

ある。しかし、調査結果からは格差は厳然と存在することが確認される。そうした不平等を是正することは、社会的公正の観点からも行政や市民の課題である。同対策答申にならえば、部落差別は解消しておらず、今後も差別の解消に向けた取り組みが求められる、ということになるだろう。

しかし、現状において、市場中心的な自由主義競争が推進されるなか、〈結果の平等〉を〈悪平等〉として非難する声は高まりつつあり、不平等が是認されつつある傾向にあるように思われる。このような状況では、同和地区―地区外間の〈結果の不平等〉はますます問題視されなくなり、結果として部落における不平等問題はそのまま放置されることにもなりかねない。

このような状況を突破するためには、〈結果の不平等〉が〈機会の不平等〉とイかに結びついているのかを示す必要があるだろう。〈結果の平等〉と較べれば、〈機会の平等〉という理念は、いまだその輝きを失ってはいないからである。しかし、残念ながらこれまでの同和地区生活実態調査は、地域間の格差としてあらわれる〈結果の不平等〉を中心とした分析が多く、それと差別との連関や、〈機会の不平等〉との関連を明らかにするという視点は弱かったのではなからうか。親の学歴が子どもの学

歴とどのような関係にあるのか、親の職業が子どももの職業とどのような関係にあるのか、例えば、社会学で行われているSSM（社会移動と社会階層）調査のような世代間の不平等を明らかにするような枠組みは、地域間の格差を明らかにすることを主眼としていた同和地区の生活実態調査の枠組みとしては、残念ながら採用されてこなかったのである。

今後、行政が小さな政府を目指し、経済政策を市場に委ね続けるならば、より階層間格差は増大するだろう。不平等が世代を超えて再生産されやすいのは周知のとおりであり、階層間格差が著しい社会は、より生まれによってチャン스가異なる社会である。生まれによって大きくチャンスが異なる社会は、極論すれば身分制社会と大差ないことになる。それは、部落差別からの解放を願う人々が考え得る限り、最悪の帰結なのではなからうか。そうした状況において、地域間の格差のみならず不平等の世代間再生産まで視野に入れた同和地区の詳細な生活実態調査を行うことは、日本社会における不平等のメカニズムの把握やその是正に向けて、より一層重要性を増しつつあるように思われる。

# 明日を拓く 57・58

特集 個人情報保護法と人権をめぐる諸問題

個人情報保護法と人権の問題 門馬幸夫

〈座談会〉

個人情報保護法と人権をめぐる諸問題

井桁 碧／藤沢靖介／古本晴英／門馬幸夫／和田献一

「個人情報保護法」(条文)

『ルポ現代の被差別部落』から二十年

——回想、そしていま 若宮啓文

〈研究ノート〉

国土・境界・神仏習合・ケガレ(下・その3)

——近世被差別身分を発生史的に遡る 吉田 勉

〈書評〉深井計美著『冬来たりなば』 川向秀武

頒価 2100円 (本体価格 2000円)

発行 東日本部落解放研究所 発売 (有) 解放書店

東京都台東区今戸 2-8-5 ☎ 03・5603・1861